

安衛法令にもとづく 衛生委員会の構成メンバー

50人以上 200人以下の病院を主な想定

常時 50 人以上の事業場では、衛生委員会・産業医・衛生管理者の選任が必要です。

50 人以上 200 人以下では、衛生管理者は 1 人以上が基本です。委員を並べるだけでなく、誰が議長を担い、誰が実務を回し、誰が現場の声を持ち込むかを整理しておくことが重要です。

当事務所では、衛生委員会の構成整理、委員選定、役割分担、運用設計、記録様式の整備を支援します。

1. この規模で確認したい主な役割

区分	主な役割	置き方の目安
統括・運営	事業者、第 1 号委員（議長）	議長は運営責任線として置き、産業医とは分ける
実務管理	衛生管理者、第 2 号委員	50 人以上 200 人以下では衛生管理者 1 人以上
専門助言	産業医、第 3 号委員	嘱託可。健康管理・面接指導等の助言を担う
現場の声	第 4 号委員	看護、放射線、検査、薬剤、事務等から複職職種で構成する
労働者側手続	過半数代表者	36 協定と委員推薦のルートを確認にする
関連体制	ストレスチェック体制、条件付き役割	人事権者と実施事務を分け、該当部署は追加体制を整える

2. 50 人以上 200 人以下での置き方のイメージ

ライン	主な役割
病院長・事務長ライン	第 1 号委員・最終判断線
総務・人事ライン	衛生管理者 1 名、衛生委員会事務局、長時間労働者面接指導運用、ハラスメント一次窓口
産業保健ライン	産業医、ストレスチェック実施者、高ストレス者面接指導医
現場ライン	第 4 号委員候補（看護・放射線・検査・薬剤・事務等）

まず何をするか

- ・病院の常時使用労働者数を確認する
- ・衛生委員会、衛生管理者、産業医の現状を確認する
- ・議長、第 2 号委員、第 3 号委員、第 4 号委員の候補を整理する
- ・過半数代表者または過半数労組のルートを確認する

衛生委員会は、設置しただけでは機能しません。

誰が議題を準備し誰が助言し、誰が現場の声を持ち寄り誰が是正を回すかまで明確にしておくことが重要です。

「何から着手すべきかわからない段階でも、現場の実情に合わせて運用設計まで支援いたします。お気軽にご相談ください（納谷労働衛生コンサルティングまで）」